

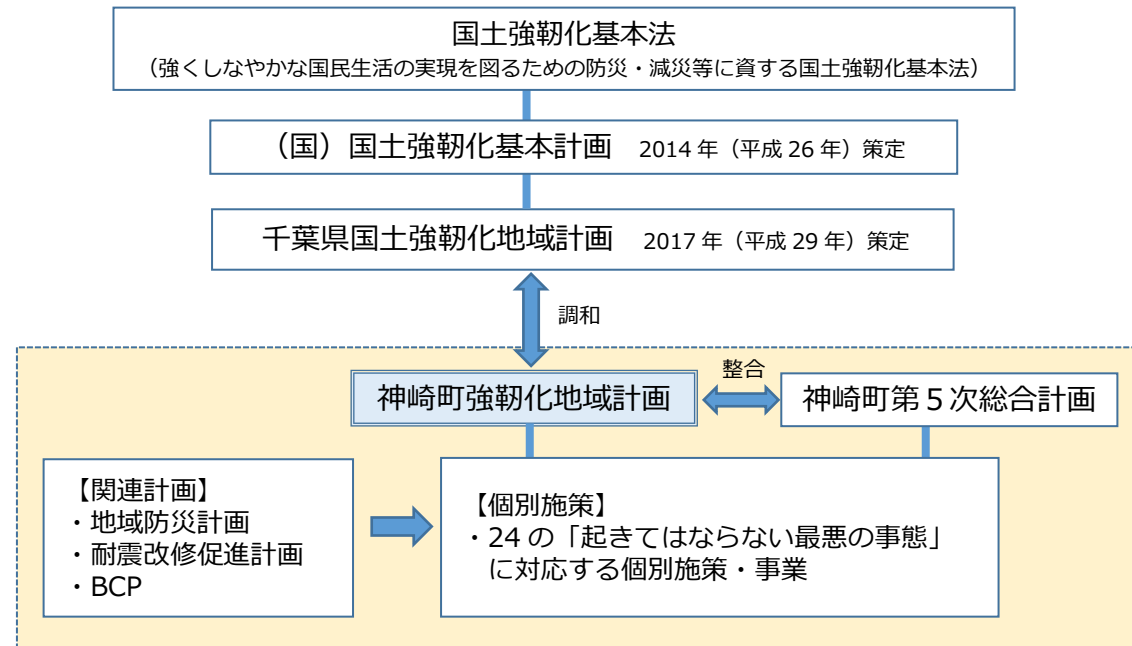
神崎町国土強靱化地域計画【概要版】

1 計画の趣旨

大規模な自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、被災後に「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な地域づくり」を計画的に推進するため、国土強靱化に関する町域の取組の指針として計画を策定する。

2 計画の位置付け

神崎町第5次総合計画と整合を図りつつ、神崎町地域防災計画を始めとする各関連計画の強靱化に関する部分について指針性を有する計画とする。



3 計画期間

2025年度(令和7年度)までの5年間(概ね5年毎に更新)

4 目標

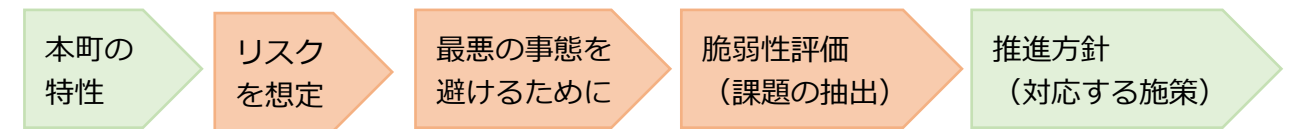
(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興を可能にする

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5 脆弱性評価



【ステップ1】想定するリスク(対象とする災害)

本町の特長や想定される災害を勘案し、地震や風水害などの「大規模自然災害」とする。

【ステップ2】起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の国土強靱化基本計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するための24の「起きてはならない最悪の事態」を設定

【ステップ3】脆弱性評価(「起きてはならない最悪の事態」を回避するための分析・評価)

これまでに本町が取り組んでいる施策について、リスクシナリオ及び施策分野ごとに取組状況や課題を分析するとともに、新たな施策の必要性について検討・整理

6 対象とする自然災害(想定するリスク)

(1) 地震・液状化

想定する地震は、千葉県国土強靱化地域計画に基づき、下記の通りとする。

想定地震	主な被害想定項目	マグニチュード	震源
千葉県北西部直下地震	揺れ・火災等被害	7.3	習志野市と千葉市の境界付近深さ約50km

(2) 風水害等

本町北部を流れる利根川は、日本第1位の流域面積を誇る日本を代表する河川であるとともに、日本三大暴れ川の1つに数えられ、幾度となく大洪水をひき起こしており、明治43年(1910年)の「庚戌の大洪水」は、明治～大正時代を通じて最大の被害をもたらした。

令和元年10月の台風15号及び台風19号による暴風雨は、本町においても大きな被害をもたらした。

7 施策分野

脆弱性評価を踏まえ、本町の推進すべき強靱化施策(24項目)を設定(裏面に掲載)

主な強靱化施策

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策
I. 人命の保護が最大限図られること II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	地震対策の推進、火災予防対策等の促進、教育・保育（学校・こども園）施設の耐震化、宅地の耐震化の推進、地域防災力の向上
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	文化財に係る各種防災対策の支援、住宅・建築物の耐震化の促進、公共建築物の耐震化の推進、被災宅地危険度判定の充実、被災建築物応急危険度判定の充実、社会福祉施設の耐震化、LPガスの放出防止
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	大規模水害対策の推進、水害に強い地域づくり（河川）、河川管理施設の維持管理・更新、集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備、広域的避難の枠組整備
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態	激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策、土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等への支援、土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び緊急情報の通知、富士山噴火による降灰対策
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	防災行政無線等による災害情報の伝達、組織体制の強化・危機対応能力の向上、災害時避難行動要支援者対策の推進、福祉避難所の環境整備、外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達、大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	燃料の仮貯蔵等、上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築、支援物資の調達・供給体制の構築、道の駅の防災機能強化、道路施設の老朽化対策、道路の法面対策、道路橋梁の長寿命化、緊急時の道路確保、自家発電設備の整備、ガス施設の老朽化対策等の推進、備蓄品の確保
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防救急無線の耐災害性の強化、消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化、常備消防力の強化、TEC-FORCE等との連携強化、受援体制の整備、緊急時の道路確保（再掲）、地域防災力の向上（再掲）、道路の防災対策
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生	総合的な帰宅困難者対策の検討・実施、帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用、道路の防災対策、安全対策の確保
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	予防接種や消毒、害虫駆除等の実施、避難所における衛生管理、広域火葬体制の構築
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	治安確保体制等の整備、信号機の停電対策、信号機電源付加装置の整備推進
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	業務継続体制の構築、地域防災力の向上（再掲）、被災者台帳の整備・推進、防災を担う人材の育成、防災訓練の実施、公共施設の耐震化、自立・分散型エネルギーの整備、避難所等の電源確保、インフラの防災対策、基幹業務システム等の耐災害性の確保
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	防災情報の収集機能強化、電源途絶に対する予備電源の確保（再掲）、防災関係機関の情報通信手段の多様化等
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	食料等の安定供給の停滞	農地・農業水利施設等の適切な保全管理、農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策、農道・農道橋等の保全対策の推進、農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進、食料安定供給のためのほ場整備の推進、土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援、災害時の石油燃料等の確保、ライフライン事業者等との連携強化
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保、
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進、浄化槽の整備促進、一般廃棄物処理施設の老朽化対策
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	幹線道路（町道）の整備（再掲）、代替性確保のための道路ネットワークの強化（再掲）、緊急輸送道路を含む国道、県道、幹線町道等の整備と適切な維持管理、集中豪雨時の道路ネットワーク確保、道路橋梁の長寿命化（再掲）、沿道建築物の耐震化の促進、無電柱化の推進、農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進、輸送ルートの確保、輸送手段の確保
		6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶	水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	延焼防止等に資する緑地の確保、救助活動能力の強化、火災予防対策等の促進（再掲）、地域防災力の向上（再掲）、LPガスの放出防止（再掲）
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	沿道建築物の耐震化の促進（再掲）、関係機関の耐災害性の向上
7-3		有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響	有害・危険物質対応資器材の整備、町外への情報発信	
7-4		農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農地等の適切な保全管理、森林の保全機能の維持・発揮のための多様な森林の整備等	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成、一般廃棄物処理施設の防災機能の向上、災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援、災害廃棄物処理の支援体制の構築	
	8-2	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	生活再建支援、被災者台帳の整備・推進、応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進、地域防犯体制の充実、地域防災力の向上（再掲）、行政機関等の機能低下回避	